

令和7年度 「学校いじめ防止基本方針」

大任町立今任小学校

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

学校・家庭・関係機関・地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「福岡県いじめ防止基本方針」、「大任町いじめ防止基本方針」をもとに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校のいじめの問題に対する考え方

いじめは、いじめを受けた児童の基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。また、いじめは、いつでも、どの児童にも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るものである。

こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対応措置」について、今任小学校として共通理解を図り、組織的に対応する。

「いじめの定義」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<一定の人間関係とは>

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒と何らかの人間関係をさす。

<心理的又は物理的な影響>

心理的な影響……冷やかしいやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる。等

物理的な影響……嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、隠されたり、捨てられたりする。等

○ **いじめ解消の定義**としては、「いじめ行為がやんでいる状態が3ヶ月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という2つの条件を満たした場合とする。

条件1：被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安とする）継続していること

条件2：被害者が心身の苦痛を受けていないこと（被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認すること、また、いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する必要があること）

○ いじめの認知

いじめの認知については、認知件数が0であった場合は、職員のいじめの認知についてもう一度定義を確認する等して、いじめの未然防止に努める。

(2) 組織の設置

ア 構成員

組織の名称		生徒指導・いじめ対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	
		校長	—	
		教頭	—	
		主幹教諭	—	
		教諭	生徒指導担当	

		養護教諭	—	
外部専門家等	スクールカウンセラー	—		
	スクールソーシャルワーカー			
	学校医	—		
	田川警察署	スクールサポーター		

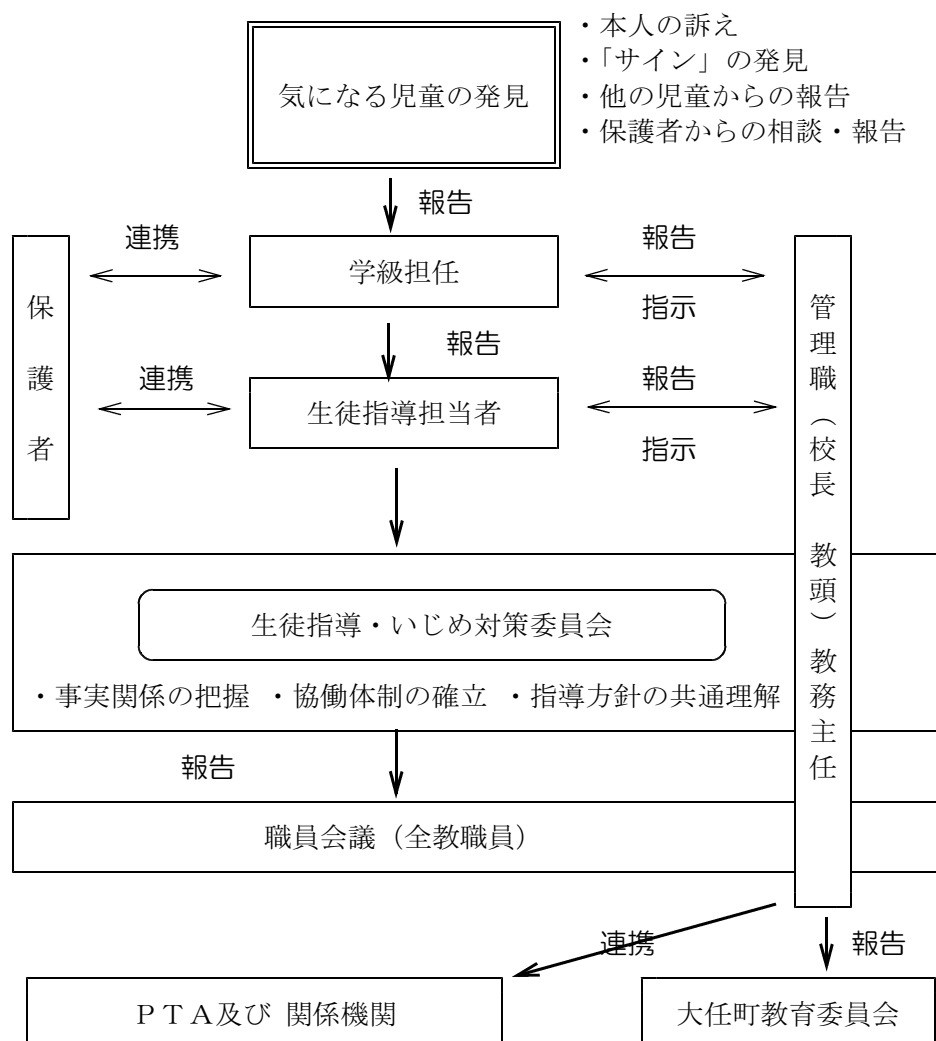
イ 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定
- ・ いじめの未然防止の取組の推進
- ・ いじめの対応についての協議
- ・ 教職員の資質向上のための校内研修の企画・運営
- ・ 年間計画の作成と実施
- ・ 年間計画の進捗状況の評価
- ・ P D C Aサイクルによるいじめ問題への取組の有効性の検証
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(3) 関係機関との連携

学校と田川警察署、田川児童相談所、学校警察連絡協議会、大任町要保護児童対策連絡協議会、大任町いじめ問題対策連絡協議会、医療機関など（以下、関係機関）において情報交換や情報の共有、相談を行い、いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の解決に努める。

(4) 報告体制



(5) 教員研修

- ・ 学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る職員研修を実施する。(年度当初)
- ・ 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した職員研修を実施する。
- ・ 児童の発達課題や成長に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- ・ 児童一人一人が認め合い、高め合う学習指導に関して、講師を招聘し、研修会を実施する。
- ・ 人権・同和教育研修「気になる子の交流」を月1回開催し、教職員の共通理解を図る。
- ・ 校外で開催されるいじめ防止に関する研修会への積極的参加に努めるとともに、研修を受けた教職員は、他の教職員への還元・情報提供に努める。

(6) いじめの未然防止、いじめの早期発見・いじめの対処への取組

ア いじめの未然防止の取組

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取組とし、日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を育成することを大切にする。

児童の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。

○ 教職員による指導について

- ・ 校内研修や情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底
- ・ いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- ・ いじめのサインの共通理解
- ・ 生徒指導の視点に立つ授業づくりの実践
- ・ 教員による自身の指導の振り返り
- ・ 学級経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり
- ・ 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
- ・ 社会体験や体験活動の推進と充実による豊かな人間性を育む教育活動の推進
- ・ 相互の授業公開や参観等、多くの目で学級を見る機会の設定

○ 児童に培う力

- ・ 自尊感情と自己有用感
- ・ 規律を守った学校生活と学習活動
- ・ 他者との違いを正しく認識できる力
- ・ 他者のよいところを理解し、認めあえる力
- ・ 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな心
- ・ 失敗しても何度も粘り強く取り組む力
- ・ 他者とのコミュニケーションを図る力
- ・ 規範意識、正しいことが分かる善悪の判断力

○ 児童の主體的な取組

- ・ 児童会を中心として、「人権集会」「児童集会」「各委員会の取組」などにより、他者のよいところを認め合ったり、コミュニケーションを図ったりする活動を推進する。
- ・ 高学年を中心に縦割り活動の時間や登下校時に行う異学年での交流を日常の学校生活へ拡充させる。

○ 家庭や地域との連携

- ・ PTA活動に土曜授業での「ふれ合い挨拶」を設定し、挨拶を通して地域の方々と児童との関わり作りを推進する。
- ・ PTA 総会や学級懇談会、学校だより等で学校いじめ防止基本方針の周知を行う。
- ・ 適時学級懇談会や地区懇談会などで話し合いを行う。
- ・ 交通安全ボランティアの方や関係機関との連絡や報告を励行する。

イ いじめの早期発見の取組

- 「いじめ・人間関係トラブル早期発見チェックポイント」(「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」(令和3年3月 福岡県教育委員会)等)を活用した早期発見の取り組みを実施する。
- 「学校生活アンケート(記名)」を月1回実施する。「学校生活アンケート」に基づき、気になる記載や児童については翌日に相談日を設け、早期解決をめざす。

- 相談ポストの設置と活用を行う。
- 「家庭用チェックリスト（いじめの早期発見・早期対応の手引き 平成19年3月福岡県教育委員会）」を活用したり、リーフレットの配付や学校通信の発行を通して、家庭と連携した早期発見の取組を推進する。
- 学期1回のいじめに特化したアンケート（学校生活環境多面調査）を実施する。
- 学期に1度の担任の面談による教育相談週間を実施する。

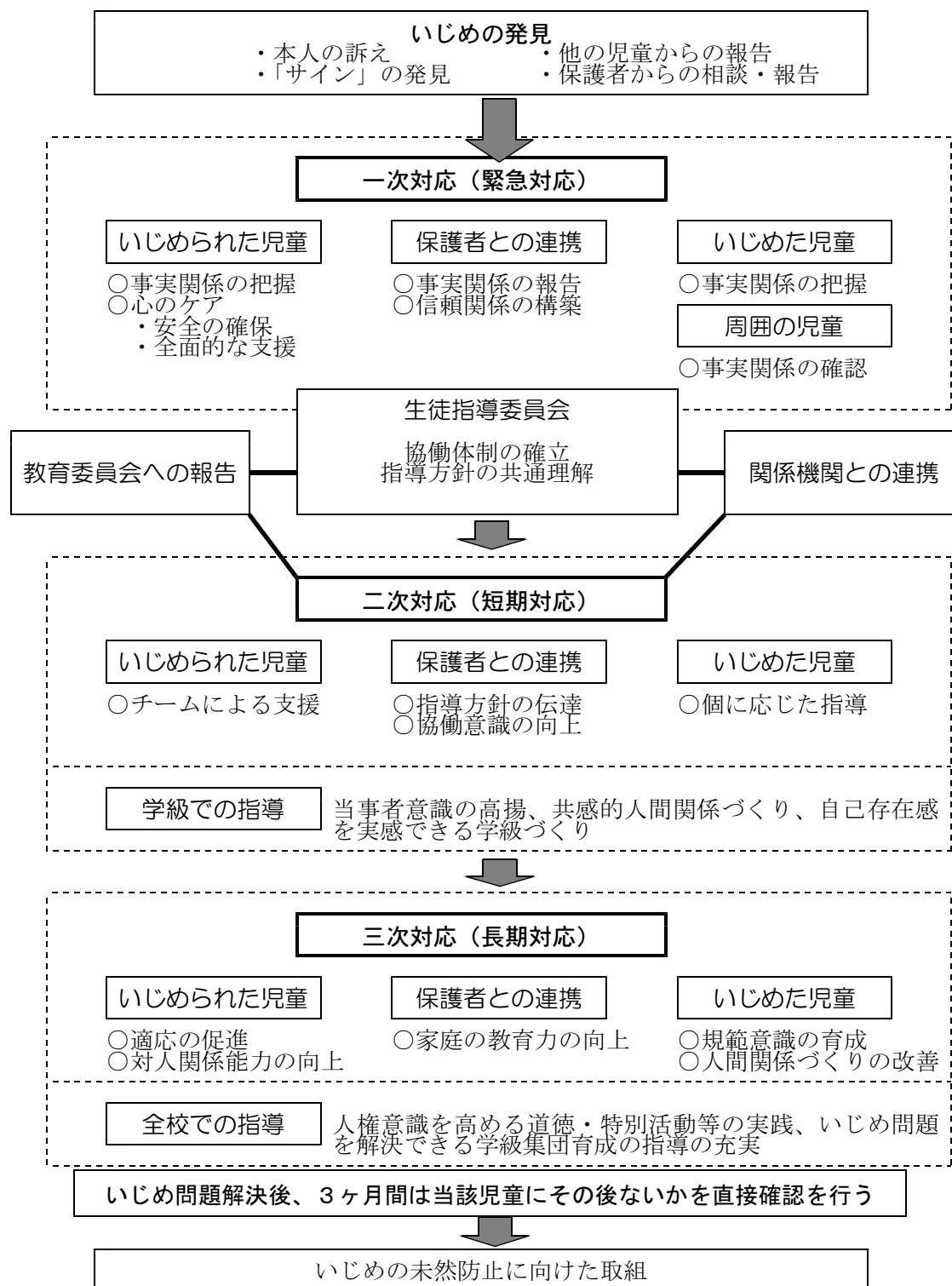
○年間計画

	早期発見・早期対応の取組	学校の組織的指導体制の整備	いじめに対応する教育活動の推進	評価・分析
4月	・「いじめの定義」の児童・保護者への周知徹底 ・「学校生活アンケート」の実施 相談ポストの設置（年間）	・生徒指導・いじめ対策委員会の開催 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	・いじめを未然に防止する教育活動の推進（年間） ・PTA 総会	
5月	・「学校生活アンケート」の実施 ・気になる子への個人面談	・生徒指導・いじめ対策委員会の開催 ・気になる子の交流	・「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」及び「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
6月	・「学校生活アンケート」の実施 ・気になる子への個人面談	・生徒指導委員会の開催 ・特別支援教育の視点に立つ児童理解の研修会開催		
7月	・「学校生活アンケート」の実施 ・気になる子への個人面談 ・「教育相談週間」（夏休みを前に）	・生徒指導・いじめ対策委員会の開催 ・気になる子の交流	・学期末個人懇談会	
8月		・「子どもの発達」についての職員研修		1学期の取組の評価・分析
9月	・「学校生活アンケート」の実施 ・気になる子への個人面談	・生徒指導・いじめ対策委員会の開催 ・気になる子の交流		
10月	・「学校生活アンケート」の実施 ・気になる子への個人面談	・生徒指導・いじめ対策委員会の開催 ・気になる子の交流	・「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
11月	・「学校生活アンケート」の実施 ・気になる子への個人面談	・生徒指導委員会の開催 ・気になる子の交流		
12月	・「学校生活アンケート」の実施 ・気になる子への個人面談 ・「教育相談週間」（冬休みを前に）	・生徒指導・いじめ対策委員会の開催 ・気になる子の交流	・学期末個人懇談会	2学期の取組の評価・分析
1月	・「学校生活アンケート」の実施 ・気になる子への個人面談	・生徒指導・いじめ対策委員会の開催 ・気になる子の交流		
2月	・「学校生活アンケート」の実施 ・気になる子への個人面談	・生徒指導・いじめ対策委員会の開催 ・気になる子の交流	↓	年間の取組の評価・分析
3月	・「学校生活アンケート」の実施 ・気になる子への個人面談 ・「教育相談週間」（進級・進学を前に）	・生徒指導・いじめ対策委員会の開催 ・気になる子の交流	・「保護者用いじめチェックリスト」の配付	

ウ いじめの早期対応の取組

【いじめに対する基本姿勢】 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

○対応の手順

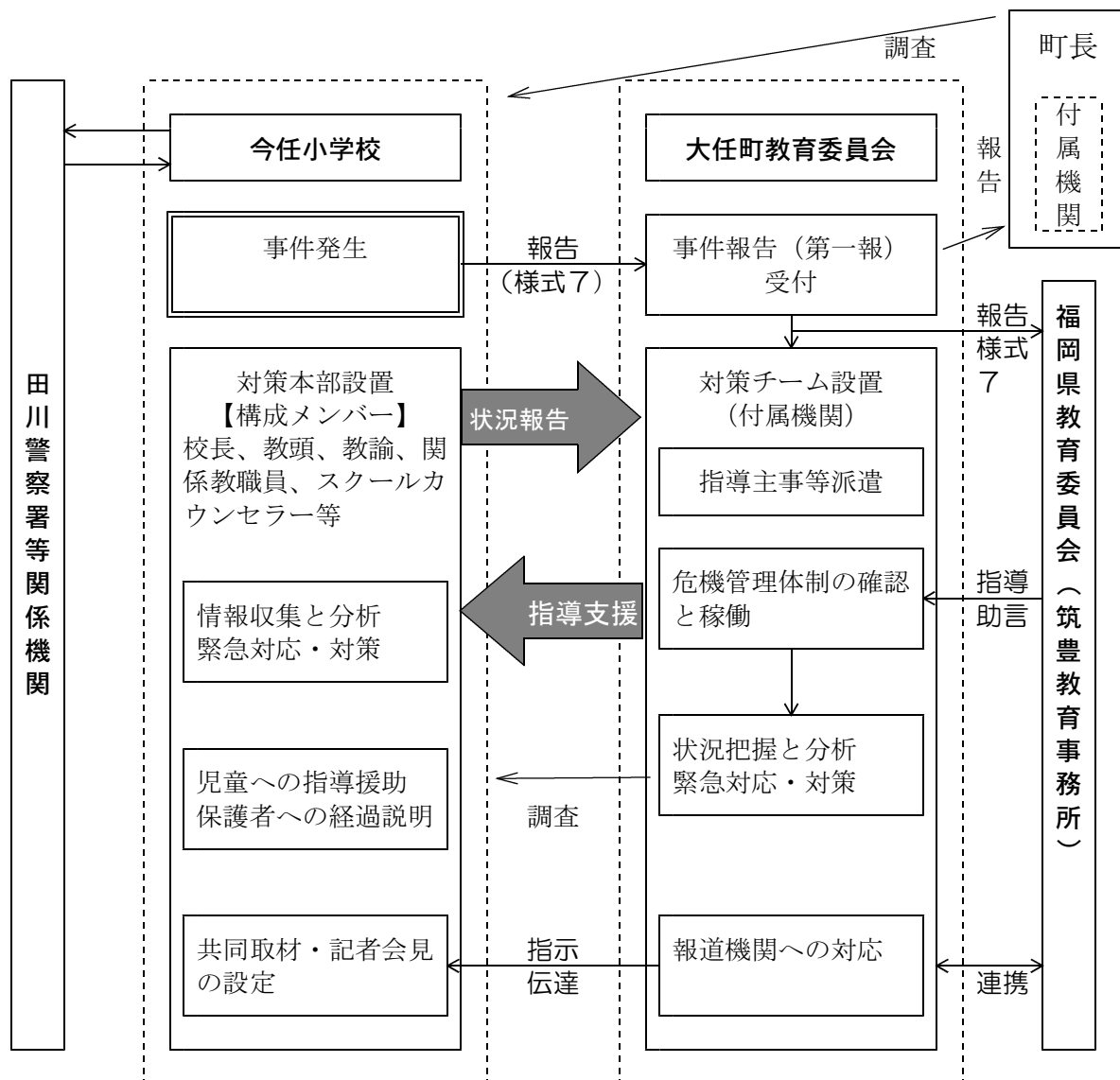


エ 重大事態への対処

○ 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

○ 重大事態の対応体制と報告



※ 重大事態の場合は、事件・事故発生後、速やかに大任町教育委員会に電話連絡をする。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」(様式7)で連絡する。また、教育委員会を経由して当該地方公共団体の長、福岡県教育委員会(筑豊教育事務所)へそれぞれ報告する。

報告内容

- | | | |
|----------------------|--------------------|--------------|
| ① 学校名 | ② 対象児童生徒の氏名、学年、性別等 | ③ 重大被害の具体的内容 |
| ④ 報告の時点における対象児童生徒の状況 | ⑤ 重大事態に該当すると判断した根拠 | |

(7) ネット上のいじめへの対応

- 情報モラルに関する学習会を、児童や保護者に実施する。
- ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等(名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等)を発見した場合は、直ちに掲示板運営者やプロバイダーなどに対して削除を求める措置をとる。その際は、大任町教育委員会、田川警察署、法務局等の協力を求める。児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに田川警察署に通報する。

(8) 教育相談体制

- 児童との会話や観察、「学校生活アンケート」を通して、日頃からの情報収集を重視する。
- とらえた問題場面や問題行動等に即時に対応するとともに、報告や連絡の徹底を図る。
- 毎学期末の「教育相談月間」を活用して、情報収集といじめ問題の未然防止、早期発見に努める。
- スクールカウンセラー等への相談を励行する。

- 子どもホットライン24など相談窓口の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- 「学校いじめ防止基本方針（抜粋）」を4月に保護者へ配付して、周知を図る。
- 「いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリスト」の活用
- 年度当初のPTA総会、学級懇談会にて、「学校いじめ防止基本方針（概略）」を説明する。
- 学校参観日だけでなく学校行事や学年行事、集会活動など、保護者や地域の方が来校する機会を増やす。保護者や地域の方に学校の教育活動を参観していただいたり、教師と保護者との懇談の機会にしたりする。
- 随時、学校通信や学級通信等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。

(10) 取組状況の評価

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組の評価を毎学期末に、保護者による学校評価アンケートを年度末に実施し、校務運営委員会や生徒指導委員会でいじめに関する取組状況の評価を行う。

(11) 学校評価・教員評価

- 評価にあたって、児童に対しては自分の学校生活を振り返って、安心して落ち着いた学校生活を送ることができているかどうかアンケート調査を行う。
- 保護者に対しては、学校参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなどして定期的な評価を位置づけるとともに、こまめな情報収集に努める。
- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童との向き合い方について自己評価を行うことによって、課題の改善に努める。
- 学校評価の活動を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善に努める。
- 行った学校評価は大任町教育委員会に報告するとともに、学校通信などを活用して保護者にも報告する。